

◎ 平成30年版テキスト正誤表

平成30年4月1日

頁	箇所	誤	正
前付	本書掲載の平成24年度以降施行された主な改正法令等	第4章「電離放射線障害防止規則」の改正 施行日の欄 H25.7.1 H28.4.2	H25.7.1 H28.4.1
14	1.4.3(1) 本文上から 4～5行目	その概要を以下に示す。なお、下線部は、社会保険未加入対策における元請が下請指導を行う根拠となる条文である。	「なお、下線部は、社会保険未加入対策における元請が下請指導を行う根拠となる条文である。」を削除
16	1.4.3(2) 本文上から 3～4行目	～～～旅券(パスポート)の上陸許可、在留資格変更許可、在留期間更新許可証又は就労資格証明書等により確認できる。	「、在留資格変更許可、在留期間更新許可証印又は就労資格証明書」を削除
64	2.4.3(1) 本文上から 5行目	～～～平成19年6月に改訂された。	～～～平成19年6月に策定された。
141	3.4.2(2) 本文上から 3行目	～～～「建築工事施工管理要領(平成26年改訂版)」(平成25年版公共建築工事標準仕様書準拠：一般社団法人 公共建築協会刊)がある。	～～～「公共建築工事標準仕様書に基づく建築工事の施工管理(施工計画作成要領)平成29年版」(一般社団法人公共建築協会刊：建築工事のほか、電気設備工事、機械設備工事が用いられる)がある。
154	4.1.1 本分上から 2行目	死傷者数	死亡者数
182	参考 (3)	女性の労働制限(労基法第60条～68条)	女性の労働制限(労基法第64条の2～68条)
198 199	4.4.2(3) ①の事例	実際には「安衛則第389条の9(警報設備等)及び第389条の11(避難訓練)」に違反により元請職員が書類送検されており、本事例で取り上げている「安衛則第31条の4、第25条」では送検されておらず事例に該当しないので削除します。	
202	4.5.2(2) 本文1行目	<事例3>に挙げた～～	<事例2>に挙げた～～
267	5.3.4(2)1 ③の記述	～作成(5.3.1(3))「再生資源有効利用に向けた計画」を参照)	～～～作成(5.3.1「資源有効利用促進法に基づく再生資源の利用とその促進」を参照)
273	5.3.4(6) 本文上から 5行目	～～～また、 <u>沿岸</u> 域の埋立用材として、	～～～また、 <u>沿岸</u> 域の埋立用材として、
276	5.4.1(4)2 タイトル	2)処理委託契約(法第12条第5項、第12条の2第2項)	2)処理委託契約(法第12条第5項、 <u>第6項</u> 、第12条の2第5項、 <u>第6項</u>)
359	図番	図6.2-8	図6.2-11
387	表6.4.-4	電池の種類 加湿の必要性(運転時)	電池の種類 加温の必要性(運転時)
387	6.4.4(6)1 タイトル及び 本文	リチウムイオン二次電池	リチウムイオン二次電池
419	6.6.10 本分1行目	道路緑化技術基準が昭和62年以来38年ぶりの平成27年3月に改正された。	道路緑化技術基準が平成27年3月に改正された。
473	巻末資料25 タイトル	資料25 (5.51(3)3)	資料25 (5.5.1(3)3)